



持続可能性に配慮した調達コードに係る 通報受付窓口の実施状況について

総務局 持続可能性部

2020年12月7日

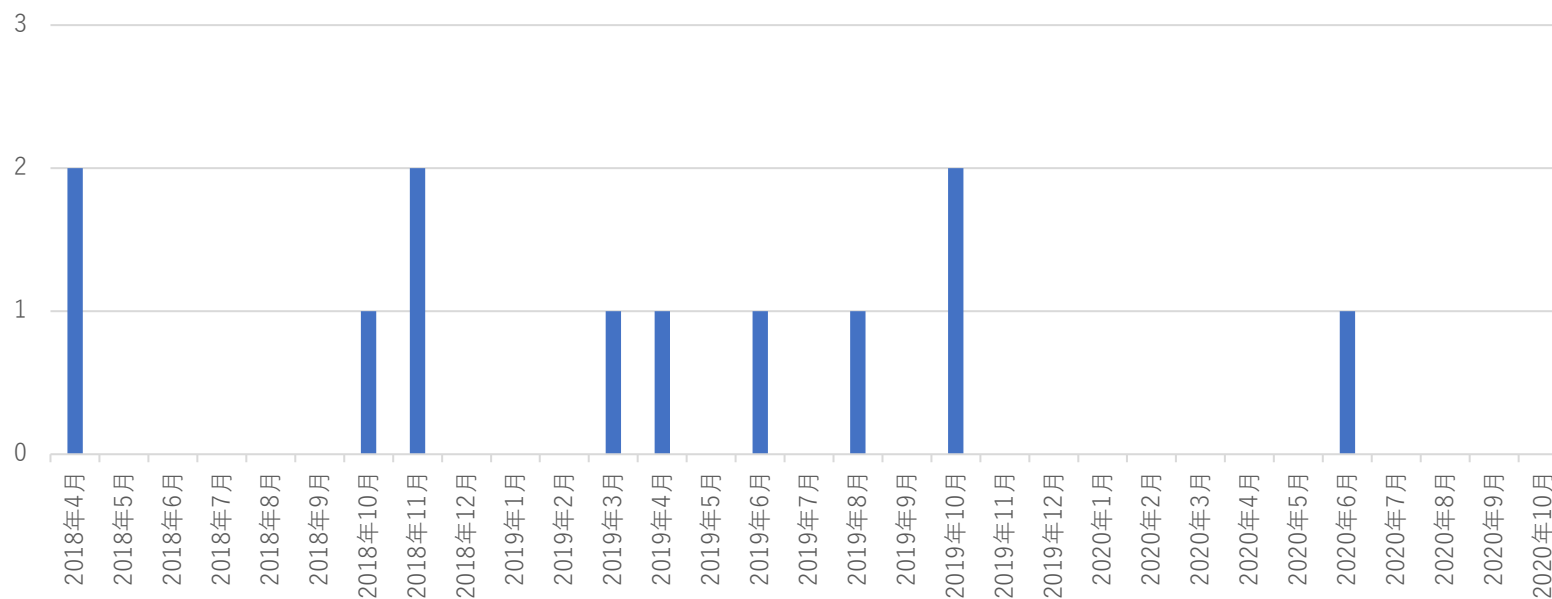
調達コードに係る通報受付窓口の概要

- 組織委員会は、調達コードの不遵守に関する通報を受け付け、対応するための窓口を設置（2018年4月～）。メールまたは郵送により受け付け。
- 公平で透明性のある対応を可能とするため、対象案件、通報の方法、処理プロセス、情報公開などについて規定した業務運用基準を策定し、基本的なプロセスや判断基準を明確化。
- 日本語および英語で対応。これら以外の言語についても可能な範囲で対応する。周知用フライヤーは、日本語、英語、中国語（簡体字、繁体字）、ベトナム語で作成。
- 受け付けた通報に関しては、透明性の観点から、通報の内容や処理状況を公表。
- 通報受付窓口の運用状況については調達WGへ報告。

通報受付窓口における受付及び処理の状況

- 2020年10月末時点で計12件の通報を受け付け。
- すべて対応は完了済み。

通報受付件数の推移



通報受付窓口における受付及び処理の状況

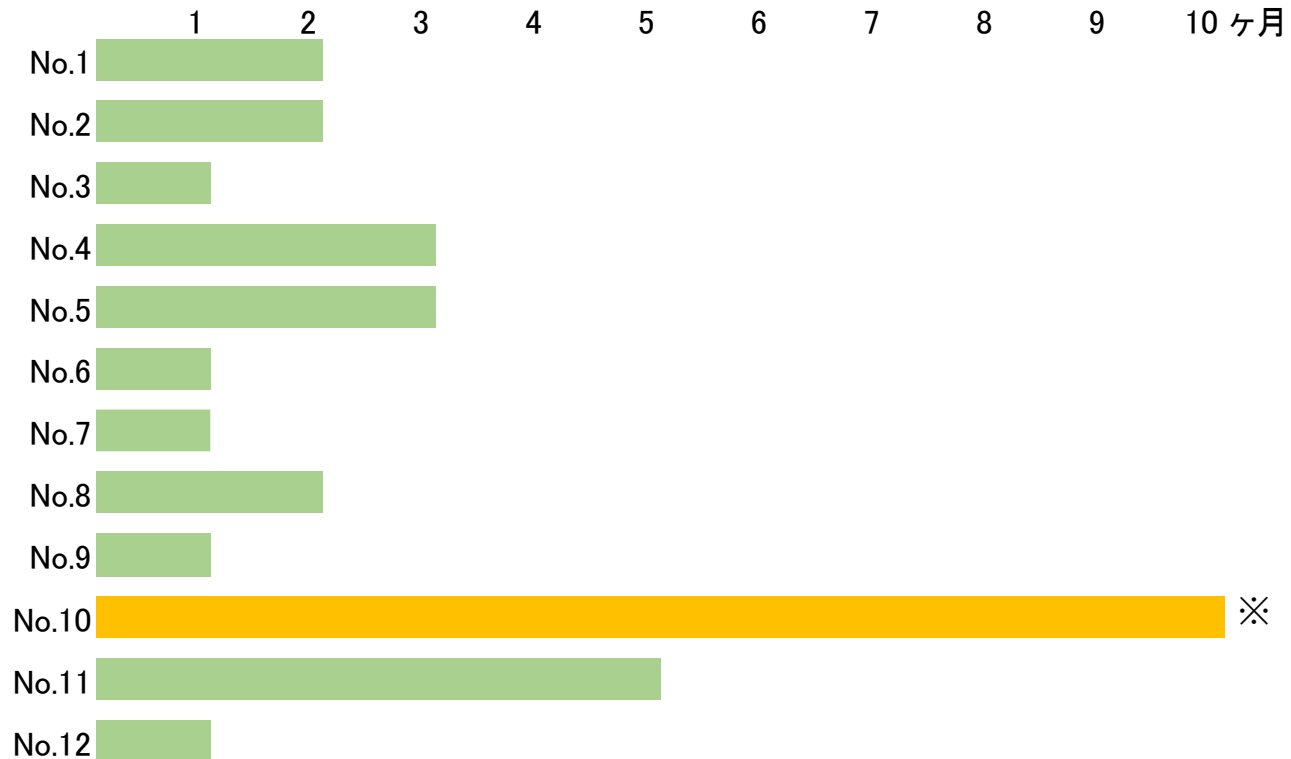
【通報の概要】

2020年10月末時点

通報の方法	通報の言語	通報者の属性	スコープ内外
メールのみ：8件	日本語：7件	個人：2件	対象内：1件
郵送のみ：3件	英語：5件	団体：10件	対象外：11件
メール及び郵送：1件	その他の言語：0件		

通報受付窓口における受付及び処理の状況

【対応に要した期間】



※No.10については、新型コロナウイルス感染症の影響により、通報処理手続きを進められない期間があった（2ヶ月程度）。

通報受付窓口における受付及び処理の状況

【No.10の処理手続きを終えての気づき】

- 通報者、被通報者、助言委員会と、必要な事項を計画的に確認していくことで手戻りなく進めることができた。
- 処理結果の通知後も、通報者からの質問・問い合わせに対して、（限界はあるものの）可能な限り情報を提供しつつ、真摯に回答した。
- 被通報者による調達コード不遵守の事実を示す個別具体的なエビデンスが提示されていない中で、被通報者への確認をどこまで実施すべきか悩ましい面があった。そうした中で、助言委員会から専門的・中立的視点からの助言をいただくことは有益だった。
- 今回は、助言委員会は1名としたため、助言委員会への説明等は比較的スムーズに行えた。一方で、1名とすることによる当該委員の心理的負担等にも配慮が必要であり、今後は委員の人数についてより慎重に検討したい。
- 適切に処理手続きを進める上で具体的なエビデンスは重要であり、それがないと、被通報者側の理解も得にくくなり、処理手続きを進めることが難しくなるおそれもある。
- 新型コロナウイルスの影響により、処理手続きを進められない期間が発生した（約2ヶ月）。今後の案件でも制約を受ける可能性はある。

通報受付窓口の運用について

【運用全般に関する取組状況】

- 通報の受付・処理状況に関する公表資料について、対応のステータス（対応中か対応終了か）や対応の経緯・理由等がより理解しやすくなるよう、記載を改善。
- 通報受付窓口の利用しやすさを向上するため、解説資料を作成し、ウェブに掲載。
- 大会の延期に伴い、通報受付窓口の受付期間を延長（2021年11月30日まで）。
- 組織委員会のウェブサイト上で、通報受付窓口に関する情報を、より目に付きやすいように配置

受付番号	受付日	通報内容	対応状況※		備考
1	2018年4月2日	建設現場において発生した労働災害について、労働組合代表を入れた共同調査の実施を求める内容	対応終了	<p>通報内容を確認したところ、組織委員会発注の建設工事に関するものではなかったため、通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。</p> <p>通報者に対しては、当該建設現場における再発防止策の状況について説明している。</p>	概要については個票を参照
2	2018年4月2日	合板を製造しているマレーシアの木材加工工場において、労働組合活動に参加した労働者が不当に退職させられたという内容	対応終了	<p>通報内容を確認したところ、組織委員会発注の建設工事等で使用している製品に関するものではなく、また、現地裁判所にて係争中であったことから、通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。</p>	概要については個票を参照
3	2018年10月16日	調達コードの4(3)②「差別・ハラスメントの禁止」に抵触していると考えられるという内容	対応終了	<p>通報内容を確認したところ、組織委員会が調達する物品・サービス等に関するものではなかったため、通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。</p> <p>組織委員会では、通報者に対して利用可能な他機関の窓口を紹介するとともに、当該機関に対しても適切な対応を働きかけ。</p>	概要については個票を参照
4	2018年11月22日	他機関による建設現場において「持続可能性に配慮した木材の調達基準」に適合しない木材が使用されている可能性があり、組織委員会は当該機関に調達基準を尊重させる責任を果たしていないという内容	対応終了	<p>通報内容を確認したところ、組織委員会発注の建設工事で使用している木材に関するものではなかったため、通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。</p> <p>組織委員会では、関係機関と連携して確認できた点(指摘されている特定の伐採事業者は、大会施設向けに供給された木材のサプライチェーンに入っていないこと)について、通報者に対して可能な範囲で説明している。</p>	概要については個票を参照

調達コードに係る通報受付窓口における受付及び処理の状況について

2020年10月31日時点

受付番号	受付日	通報内容	対応状況※		備考
5	2018年11月22日	他機関による建設現場において「持続可能性に配慮した木材の調達基準」に適合しない木材が使用されている可能性があり、組織委員会は当該機関に調達基準を尊重させる責任を果たしていないという内容	対応終了	<p>通報内容を確認したところ、組織委員会発注の建設工事で使用している木材に関するものではなかったため、通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。</p> <p>組織委員会では、関係機関と連携して確認できた点（指摘されている特定の伐採事業者は、大会施設向けに供給された木材のサプライチェーンに入っていないこと）について、通報者に対して可能な範囲で説明している。</p>	概要については個票を参照
6	2019年3月26日	民間企業の商品に係る広告が誤解を招くと考えられるため、改善を求めるべきという内容	対応終了	<p>通報内容を確認したところ、組織委員会が調達する物品・サービス等に関するものではなかったため、通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。</p>	概要については個票を参照
7	2019年4月3日	地方自治体が調達した商品に関する苦情について、製造企業の対応が十分でないという内容	対応終了	<p>通報内容を確認したところ、組織委員会が調達する物品・サービス等に関するものではなかったため、通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。</p>	概要については個票を参照
8	2019年6月5日	電気機器製造企業のタイにある子会社の工場において、労働組合員が不法にロックアウトされるなど、労働者の権利が侵害されているという内容	対応終了	<p>当該工場で製造された電気機器について調達されていないことが確認され、また、現地裁判所にて係争中であったため、通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。</p> <p>組織委員会では、当該工場の親会社と面会し、現地の対応に関して説明を受けている。また、このことを通報者に伝えている。</p>	概要については個票を参照

調達コードに係る通報受付窓口における受付及び処理の状況について

2020年10月31日時点

受付番号	受付日	通報内容	対応状況※		備考
9	2019年8月26日	民間警備会社において、労働者が会社から退職を強要されたという内容	対応終了	通報内容を確認したところ、組織委員会が調達する物品・サービス等に関するものでなかったため、通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。	概要については個票を参照
10	2019年10月18日	組織委員会発注工事の建設現場において、労働者が炎天下で過酷な労働に長時間従事している、熱中症対策保護具の支給が十分ではない、ILO条約に基づく労働安全環境を保護する統一的な規則が存在せず、監督体制もない等の内容	対応終了	通報の指摘に対する事実関係の精査の結果、被通報者による調達コード不遵守の事実は確認されなかったこと、それを受けて通報処理のプロセスを終了することについて、通報者に通知した。	概要については個票を参照
11	2019年10月18日	組織委員会発注工事の建設現場において、労働者が炎天下で過酷な労働に長時間従事している、熱中症対策保護具の支給が十分ではない、ILO条約に基づく労働安全環境を保護する統一的な規則が存在せず、監督体制もない等の内容	対応終了	調達コード策定以前の契約のため、本通報受付窓口では対象とならないと判断。 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事安全衛生対策協議会において、「安全衛生対策の基本方針」を策定し、その実施状況は同協議会で共有されている旨を通報者に紹介。また、労働安全衛生の重要性に鑑み、被通報者の建設会社に対して通報の内容を共有するとともに、当該工事における安全管理・労務管理の取組について確認し、その結果については通報者にも共有した。	概要については個票を参照
12	2020年6月24日	加工食品に使用されているパーム油の生産において、違法な農園開発や天然林破壊、土地権の侵害等の問題が起きているという内容。	対応終了	通報内容を確認したところ、組織委員会が調達する物品・サービス等に関するものでなかったため、通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。	概要については個票を参照

※通報受付窓口業務運用基準で定める案件処理のプロセス外の対応を含む。

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

通報処理結果の概要

受付番号	1	
受付日	2018年4月2日	
通報内容	建設現場において発生した労働災害について、共同調査の実施を求める内容	
処理結果	<ul style="list-style-type: none">・業務運用基準に沿って審査した結果、以下の理由により、本通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none">・組織委員会の調達案件に関する通報でないため。・組織委員会は、5月下旬に来日した通報者と面会し、本案件が通報受付窓口の対象案件に該当しない旨を説明するとともに、当該建設現場における再発防止策の状況について説明。・通報受付窓口の対応は終了。【2018年5月】	
備考	通報者とは大会関係の建設工事における安全対策について今後も意見交換していく予定。	

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

通報処理結果の概要

受付番号	2	
受付日	2018年4月2日	
通報内容	マレーシアの木材加工工場において、労働組合活動に参加した労働者が不当に退職させられたという内容	
処理結果	<ul style="list-style-type: none">・業務運用基準に沿って審査した結果、以下の理由により、本通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。 【理由】<ul style="list-style-type: none">・組織委員会の調達案件に関する通報でないため。・他の紛争処理手続において係争中であって、当該紛争処理手続と本通報受付窓口業務における手続の争点を実質的に同一であるため。・組織委員会は5月下旬に来日した通報者と面会し、本案件が通報受付窓口の対象案件に該当しない旨を説明。・通報受付窓口の対応は終了。【2018年5月】	
備考	組織委員会では、通報者と当該工場等が面会する機会の設定を検討。	

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

通報処理結果の概要

受付番号	3	
受付日	2018年10月16日	
通報内容	調達コードの4(3)②「差別・ハラスメントの禁止」に抵触していると考えられるという内容。	
処理結果	<ul style="list-style-type: none">・業務運用基準に沿って審査した結果、以下の理由により、本通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。 【理由】 組織委員会の調達案件に関する通報でないため。・組織委員会は、通報者に対して、通報者が利用できる他機関の窓口を紹介。・組織委員会は、当該機関に対して通報または相談がある可能性を伝えるとともに、通報等を受けた場合は適切な対応がとられるよう働きかけた。・通報受付窓口の対応は終了。【2018年10月】	
備考		

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

通報処理結果の概要

受付番号	4	
受付日	2018年11月22日	
通報内容	他機関による建設現場において「持続可能性に配慮した木材の調達基準」に適合しない木材が使用されている可能性があり、組織委員会は当該機関に調達基準を尊重させる責任を果たしていないという内容	
処理結果	<p>・業務運用基準に沿って審査した結果、以下の理由により、本通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。</p> <p>【理由】</p> <p>組織委員会の調達案件に関する通報でないため。</p> <p>（本通報受付窓口は、組織委員会が調達する物品・サービス及びライセンス商品に関する案件であって、調達コードの不遵守に関する通報について取り扱うこととしている。）</p> <p>・通報受付窓口の対応は終了。【2019年2月】</p>	
備考	組織委員会では、他機関の発注案件において木材調達基準に適合しない木材が使用されている可能性がある点と提起されている点に関し、関係機関と連携して確認に取り組み、その過程で確認できた点（木材の供給源とされている特定の伐採事業者について実際にはサプライチェーンに入っていないこと）について、通報者に対して、可能な範囲で説明している。	

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

通報処理結果の概要

受付番号	5	
受付日	2018年11月22日	
通報内容	他機関による建設現場において「持続可能性に配慮した木材の調達基準」に適合しない木材が使用されている可能性があり、組織委員会は当該機関に調達基準を尊重させる責任を果たしていないという内容	
処理結果	<p>・業務運用基準に沿って審査した結果、以下の理由により、本通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。</p> <p>【理由】</p> <p>組織委員会の調達案件に関する通報でないため。</p> <p>（本通報受付窓口は、組織委員会が調達する物品・サービス及びライセンス商品に関する案件であって、調達コードの不遵守に関する通報について取り扱うこととしている。）</p> <p>・通報受付窓口の対応は終了。【2019年2月】</p>	
備考	組織委員会では、他機関の発注案件において木材調達基準に適合しない木材が使用されている可能性がある点と提起されている点に関し、関係機関と連携して確認に取り組み、その過程で確認できた点（木材の供給源とされている特定の伐採事業者について実際にはサプライチェーンに入っていないこと）について、通報者に対して、可能な範囲で説明している。	

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

通報処理結果の概要

受付番号	6	
受付日	2019年3月26日	
通報内容	他の民間企業の商品に係る広告が誤解を招くと考えられるという内容	
処理結果	<p>・業務運用基準に沿って審査した結果、以下の理由により、本通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。</p> <p>【理由】</p> <p>組織委員会の調達案件に関する通報でないため。</p> <p>本通報受付窓口は、組織委員会が調達する物品・サービス及びライセンス商品に関する案件であって、調達コードの不遵守に関する通報について取り扱うこととしている。</p> <p>・通報受付窓口の対応は終了。【2019年4月】</p>	
備考		

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

通報処理結果の概要

受付番号	7	
受付日	2019年4月3日	
通報内容	地方自治体の調達した商品に関する苦情について、製造企業の対応が十分でないという内容	
処理結果	<p>・業務運用基準に沿って審査した結果、以下の理由により、本通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。</p> <p>【理由】</p> <p>組織委員会の調達案件に関する通報でないため。</p> <p>（本通報受付窓口は、組織委員会が調達する物品・サービス及びライセンス商品に関する案件であって、調達コードの不遵守に関する通報について取り扱うこととしている。）</p> <p>・通報受付窓口の対応は終了。【2019年4月】</p>	
備考		

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

通報処理結果の概要

受付番号	8	
受付日	2019年6月5日	
通報内容	タイの電気機器製造工場において、労働組合員が不法にロックアウトされるなど、労働者の権利が侵害されているという内容	
処理結果	<p>・業務運用基準に沿って審査した結果、以下の理由により、本通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none">・組織委員会の調達案件に関する通報でないため。・他の紛争処理手続において係争中であって、当該紛争処理手続と本通報受付窓口業務における手続の争点を実質的に同一であるため。 <p>本通報受付窓口は、組織委員会が調達する物品・サービス及びライセンス商品に関する案件であって、調達コードの不遵守に関する通報について取り扱うこととしている。また、他の紛争処理手続において係争中であって、当該紛争処理手続と本通報受付窓口業務における手続の争点を実質的に同一であることにより、本基準の目的に照らし本通報受付窓口業務における手続を開始する必要がないと認められる場合は対象としないこととしている。</p> <p>・通報受付窓口の対応は終了。【2019年8月】</p>	
備考	組織委員会は、当該工場の親会社と面会の機会を持ち、関連する公的紛争処理手続きへの対応を含め、当該工場が現地の法令に則って解決に向けた対応を進めているとの説明を受けている。また、このことを通報者に伝えている。	

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

通報処理結果の概要

受付番号	9	
受付日	2019年8月26日	
通報内容	労働者が会社から退職を強要されたという内容	
処理結果	<p>・業務運用基準に沿って審査した結果、以下の理由により、本通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。</p> <p>【理由】</p> <p>組織委員会の調達案件に関する通報でないため。</p> <p>（本通報受付窓口は、組織委員会が調達する物品・サービス及びライセンス商品に関する案件であって、調達コードの不遵守に関する通報について取り扱うこととしている。）</p> <p>・通報受付窓口の対応は終了。【2019年9月】</p>	
備考		

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

通報処理結果の概要

受付番号	10	
受付日	2019年10月18日	
通報内容	組織委員会発注工事の建設現場において、労働者が炎天下で過酷な労働に長時間従事している、熱中症対策保護具の支給が十分ではない、ILO条約に基づく労働安全環境を保護する統一的な規則が存在せず、監督体制もない等の内容	
対応経緯*	<p>【通報受付日～2019年10月末】</p> <p>組織委員会では、通報を受け付けた後、業務運用基準に沿って審査を実施しました。その結果、通報受付窓口の対象案件に該当するものと判断して、処理手続きを開始することを決定し、その旨を通報者に通知いたしました。</p> <p>本通報については、通報者が（業務運用基準「9. 通報受付窓口における案件処理のプロセス」で定義する当事者ではなく）第三者の立場から通報したものであるため、上記通知に併せて、当事者（負の影響を受けた個人等）またはその代理人として当事者間の対話への参加を希望する者を紹介する意向があるか、通報者に対して問い合わせを行いました。（当事者間の対話の実施が見込まれる場合は、助言委員会の委員の選定に当たり、両当事者から委員の選任に関する要望を聴取するプロセスが生じるため、あらかじめ確認する必要がありました。）</p> <p>【2019年11月～12月】</p> <p>上記問い合わせに対して、通報者から、労働者の代理人として当事者間の対話への参加を希望する者を紹介できる旨の御回答がありましたので、代理権の授権について確認するため、当該代理人の連絡先を共有いただくよう依頼しました。しかしながら、通報者とやりとりさせていただく中で、代理人に代理権を授権した労働者はいないことが確認されました。</p>	

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

以上より、当事者間の対話の実施は見込まれないものと判断して、処理プロセスを進めることとし、助言委員会委員の検討を開始しました。

通報者に対しては、この後のプロセスとして、通報者・被通報者に対してそれぞれヒアリングして情報収集すること、並行して助言委員会を組成することを併せてご説明しました。

【2020年1月】

組織委員会では、助言委員会委員について、本通報の内容が労働問題に関係することや委員候補者の経歴を考慮し、助言委員会委員候補者から大村恵実氏（弁護士）を選定する案を作成しました。同案について、持続可能な調達ワーキンググループの委員に提示し、約1週間の期間を設けて意見を求めました。その結果、WGの委員から反対のご意見はありませんでしたので、案のとおり、大村氏を助言委員会委員として選定することを決定し、ご本人からも承諾を得ました。

【2020年2月】

組織委員会から助言委員会に対して、通報の内容、それまでの経過及び通報受付窓口のプロセス等について説明し、通報者・被通報者への確認事項等について助言を得ました。

組織委員会は、通報の根拠となる事実等についてのヒアリングを実施する日程を調整するため、通報者に連絡しました。通報者からは、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえて、3月以降の実施を希望する旨の回答がありました。

組織委員会は、被通報者である事業者に対して、通報の提出があったこと及びその内容、通報受付窓口のプロセス等について説明しました。

【2020年3月】

組織委員会は、通報者に対して、通報内容の根拠となる事実等に

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

について確認するためのヒアリングを実施しました。なお、ヒアリングの実施に先立ち、通報者に対して、今回のヒアリングを含む通報処理は、大会施設全般ではなく、被通報者の受注工事に関することに限定される旨を説明しています。

通報者からは、今回の通報について、通報者が外部から工事現場を目視した範囲の情報や、通報者が街頭で実施した建設労働者へのインタビュー結果、そのほか、通報者とは別の団体が建設労働者に対して実施したインタビュー調査の記録等に基づいているとの説明がありました。ただし、(目視以上の)被通報者の熱中症対策等の具体的取組の把握はされていないとのことでした。また、インタビュー等で得られた情報の事実確認は行っていないということでした。

また、通報者からは、通報対象の工事現場全体を見渡せるように撮影した写真及び動画、上記インタビュー調査の記録などが提供されました(提供された写真等について、被通報者による調達コード不遵守の事実を示す具体的な説明はありませんでした)。

【2020年4月～5月】

組織委員会から助言委員会に対して、通報者へのヒアリングの結果を報告しました。さらに、被通報者への確認事項の案について説明し、確認を行うべき範囲やその方法等について助言を得ました。

組織委員会では、被通報者へのヒアリング(関連する書類の確認や現地視察を含む)について、4月中の実施を予定していましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、4月7日に、日本政府より、東京都を含む7都府県を対象とする緊急事態宣言が発令されたことから、当面延期することとしました。

【2020年6月】

5月25日に東京都に対する緊急事態宣言が解除されたことを受け、通報内容に関する事実関係の確認のため、被通報者に対して、ヒアリング、関係文書の閲覧及び受注現場の視察による確認を実施しました。(建設現場の監査について豊富な実務経験を有する者が実施しています。)

確認結果の概要は以下の通りです。

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

<p>・通報においては、大会施設の建設現場に共通した労働安全の統一 的な規則等がないとのご指摘でしたが、大会施設の建設現場におけ る安全衛生対策を推進する取組として、関係省庁、発注者、建設業 界関係者、労働組合等で構成する「2020年東京オリンピック・パラ リンピック競技大会施設工事安全衛生対策協議会」が設置されてお り、同協議会においては、大会施設の建設工事を対象とした「安全 衛生対策の基本方針」の策定とこれに沿った労働安全対策に取り組 んでいます。</p> <p>また、被通報者においては、本受注現場において、管理者の選 任、災害防止協議会の組織・運営、毎日の危険予知活動や安全指 導、安全パトロール等を実施しており、現場の安全衛生管理として 不十分な点は認められませんでした。</p> <p>・熱中症対策が不十分というご指摘については、被通報者は、朝礼 時の熱中症対策指導、チェックリストを用いた体調確認、こまめな 休憩、塩飴や水分の摂取促進、熱中症対策キットの配備、冷房のあ る休憩所の設営等の対策を実施しており、また、保護具類について も、被通報者の作業手順書による指定に基づいて各協力会社が用意 しており（ファン付ジャケットも一部導入）、熱中症対策として不十 分な点は認められませんでした。</p> <p>・月に28日間労働させられている労働者がいるというご指摘（た だし、通報対象現場に関するものとの通報者からの説明はありません でした）については、被通報者は、本受注現場の現場稼働日を原 則4週6休としているため、この現場で月28日間の勤務が発生す ることはなく、また、1日の作業時間についても、原則午前8時か ら午後5時とし、休憩時間も確保しており、違法な長時間労働が発 生する状況は認められませんでした。</p> <p>以上のおり、被通報者による当該現場の労働安全衛生確保に係 る対応について、調達コードの不遵守に当たる問題のある事実は確 認されませんでした。</p> <p>【2020年7月】</p> <p>助言委員会に対して、被通報者に対する確認結果を報告するとと もに、今後の対応について説明し、通報者への通知の内容等に関し</p>
--

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

	<p>て助言を得ました。</p> <p>【2020年8月】</p> <p>組織委員会では、本通報については、調達コード不遵守の事実が確認されなかったことから、通報処理のプロセスを終了することを決定し、その旨通報者に通知しました。</p> <p>以上をもって、通報受付窓口の対応を終了しました。</p>
備考	<p>組織委員会においては、これまでも、発注者として、関係法令等に則って、暑さ対策を含め、適切な安全衛生対策を行うよう受注者に重ねて要請するとともに、安全パトロール等を実施しておりますが、引き続き、国際的労働基準の重要性を認識しつつ、安全衛生管理に十分な配慮を行ってまいります。</p>

※通報受付窓口業務運用基準で定める案件処理のプロセス外の対応を含む。

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

通報処理結果の概要

受付番号	11	
受付日	2019年10月18日	
通報内容	組織委員会発注工事の建設現場において、労働者が炎天下で過酷な労働に長時間従事している、熱中症対策保護具の支給が十分ではない、ILO条約に基づく労働安全環境を保護する統一的な規則が存在せず、監督体制もない等の内容	
対応経緯*	<p>【通報受付日～2019年10月末】</p> <p>組織委員会では、通報を受け付けた後、業務運用基準に沿って審査を実施しました。その結果、通報の対象となっている工事については、組織委員会が発注した工事ではありますが、「持続可能性に配慮した調達コード（第1版）」の策定前に発注手続きがなされた案件であり、調達コードが適用されていないものであるため、調達コードの不遵守に関する通報を受け付ける本通報受付窓口の処理手続きの対象にはならないと判断し、その旨を通報者に通知いたしました。</p> <p>一方で、労働安全衛生の重要性に鑑み、通報の内容について、被通報者に共有するとともに、当該工事における安全管理や労務管理の取組について改めて確認を行うこととしました。その確認結果については通報者にも可能な限り共有することを、通報者に対してお知らせしております。</p> <p>このほか、組織委員会から建設事業者に対して、関係法令等に則って適切な安全衛生対策を行うよう重ねて要請していること、また、関係省庁、発注者、建設業界関係者、労働組合等で構成する「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事安全衛生対策協議会」において、「安全衛生対策の基本方針」を策定しており、これに沿った労働安全対策に取り組むとともに、その実施状況についても同協議会において共有されていることについて、併せ</p>	

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

	<p>て通報者にご紹介しました。</p> <p>【2019年11月～2020年3月】</p> <p>組織委員会では、被通報者から提供された情報や組織委員会の工事担当部署で把握していた情報を元に、当該工事（この時点で竣工済み）における労働安全衛生の取組を改めて確認しました。その結果、当該工事において、事業者により、関係法令等に基づく安全衛生協議会の開催等を含む統括安全衛生管理のほか、暑さ対策や長時間労働対策、危険の「見える化（可視化）」等の具体的な各取組が実施されていたこと（これらの取組については、発注者である組織委員会においても、工事期間中の監督業務等の中で把握・確認しています。）、また、組織委員会や労働局等による安全パトロールが複数回実施されていたことを確認しました。こうした安全衛生対策がとられていたことについて、通報者に共有しました。</p> <p>以上をもって、通報受付窓口の対応を終了しましたが、組織委員会は、労働安全衛生の重要性に鑑み、この度の通報内容その他の情報も参考として、今後も建設事業者に対し適切な労働安全衛生対策を要請してまいります。</p>
備考	

※通報受付窓口業務運用基準で定める案件処理のプロセス外の対応を含む。

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

通報処理結果の概要

受付番号	12	
受付日	2020年6月24日	
通報内容	加工食品に使用されているパーム油の生産において、違法な農園開発や天然林破壊、土地権の侵害等の問題が起きているという内容。	
対応経緯*	<p>【通報受付日～2020年7月】</p> <p>組織委員会では、通報を受け付けた後、業務運用基準に沿って審査を実施しました。</p> <p>通報の対象となっている製品については、組織委員会の調達した物品・サービス及びライセンス商品に該当しないものであったことから、本通報受付窓口の処理手続きの対象にはならないと判断しました。審査結果については、通報者に通知いたしました。</p> <p>以上をもって、通報受付窓口の対応を終了しました。</p>	
備考		

※通報受付窓口業務運用基準で定める案件処理のプロセス外の対応を含む。



資料 2 - 3

「持続可能性に配慮した調達コード」に係る通報受付窓口について

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
総務局 持続可能性部

2020年11月

【この資料の目的】

- 東京2020組織委員会の通報受付窓口については、2018年4月より運用していますが、「仕組みがわかりにくい」、「通報フォームが複雑で出しづらい（書けない）」等のご意見をいただくことがあります。
- 通報受付窓口をより利用しやすいものとするため、本資料では、通報する方の立場に立って、どのようなことが通報できるのかや、通報する際にどのような情報が必要か、手続きがどのように進んでいくのかといったことについて、わかりやすく説明します。

目次

- 調達コードに係る通報受付窓口とは
- 通報受付窓口で扱う対象について
- 通報できる方について
- 通報を受け付ける期間と通報の方法について
- 通報に必要な情報について
- 通報処理の流れについて
- その他ご理解いただきたいこと
- 別紙「通報フォーム記載留意事項」

調達コードに係る通報受付窓口とは

- 通報受付窓口は、「持続可能性に配慮した調達コード」の不遵守に関する通報を受け付け、その解決に向けて対応する仕組みです。
- 具体的には、調達コードを遵守していない（可能性のある）企業等と、それによって負の影響を受けている個人等（両者を「当事者」と呼んでいます。）の間の対話を促進※します。それによって、両当事者間の合意に基づいた改善が行われることを目指します。

※第三者による通報で当事者が特定できない場合など、当事者間の対話を実施されない場合もあります。

通報受付窓口で扱う対象について

- 東京2020組織委員会が設置する通報受付窓口では、以下の2点に該当する通報を取り扱います。
 - ・ 東京2020組織委員会が調達する物品・サービスまたはライセンス商品に関する案件で、かつ、
 - ・ 調達コードの不遵守※に関する通報（調達コードの不遵守又はその疑いを生じ得る事実をその内容とするもの）
- ただし、（上記に該当するものであっても、）他の紛争処理手続において係争中である場合など、扱えない場合があります。
- 上記に該当しない案件については通報受付窓口で扱うことはできませんが、提供いただいた情報に関しては、調達コードの運用その他の業務の参考とさせていただきます。

※調達コードは、組織委員会が調達する物品・サービス及びライセンス商品の製造・流通等の過程を適用範囲としていますので、本通報受付窓口においても、同じ範囲における調達コードの不遵守が対象となります。

通報受付窓口で扱う対象について

- 対象になる案件としては、以下の例のようなケースを想定しています。

(例)

- ・ 東京2020組織委員会が調達する物品の製造に従事する従業員の賃金が最低賃金未満となっている。
- ・ 東京2020組織委員会へのサービス提供に従事する従業員が法律上の上限を超えて残業している。
- ・ 東京2020組織委員会へのサービス提供業務の中で取得した個人情報が見逃されている。
- ・ 東京2020のライセンス商品の製造に従事する外国人技能実習生が適法な雇用手続きを経ずに働いている。
- ・ 東京2020のライセンス商品の製造に際して発生した廃棄物が不法投棄されている。

通報受付窓口で扱う対象について（取り扱いの対象とならない通報の例）

- 以下の例のような通報は、本通報受付窓口における取り扱いの対象とはなりませんので、ご注意ください。

(例)

- ・ 国や地方自治体が調達する物品・サービスの製造・流通等に関する通報
- ・ 組織委員会との調達契約を有する事業者の製品だが、組織委員会に供給されない製品に使われている原材料の採取に関する通報
- ・ 組織委員会と調達契約を有する事業者の労働者だが、組織委員会に提供するサービスに従事しない労働者の労働環境に関する通報
- ・ 業界全体における賃金水準等の改善を求める通報
- ・ 組織委員会が国際労働機関（ILO）と締結している覚書※を根拠とする通報

※同覚書は、組織委員会とILOがディーセントワークの推進に向けた啓発等に協力して取り組むことについて、両機関間で締結したものです。組織委員会とILOの協力については、以下をご参照ください。

<https://tokyo2020.org/ja/games/sustainability/humanrights-ilo>

通報できる方について

- 本通報受付窓口の仕組みにおいては、通報者の要件は定めていませんので、だれでも通報することができます。
- 当事者である労働者等が通報することもできますし、代理人を介して通報することもできます※。当事者に該当しない方が通報することもできます。
- 通報者に係る情報は、法の要請による場合を除き、外部には公開されません。また、通報者が希望すれば、被通報者に対しても匿名とすることができます。

※代理人に委任したことがわかる書類の添付が必要です。

通報を受け付ける期間と通報の方法について

- 通報受付期間：2018年4月2日～2021年11月30日
※東京2020大会の延期に伴い、通報の受付期間を延長しています。
- 通報手段：通報はメールまたは郵送で提出できます。
メールアドレス：grievance@suscode.tokyo2020.jp
郵送先住所※：〒104-6119
東京都中央区晴海1-8-11 晴海トリトンスクエアY棟19階
（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
総務局 持続可能性部

※郵送先の住所は変更される場合がありますので、郵送に当たっては組織委員会のHPで最新の情報を確認してください。（<https://tokyo2020.org/ja/games/sustainability/sus-code>）

通報に必要な情報について

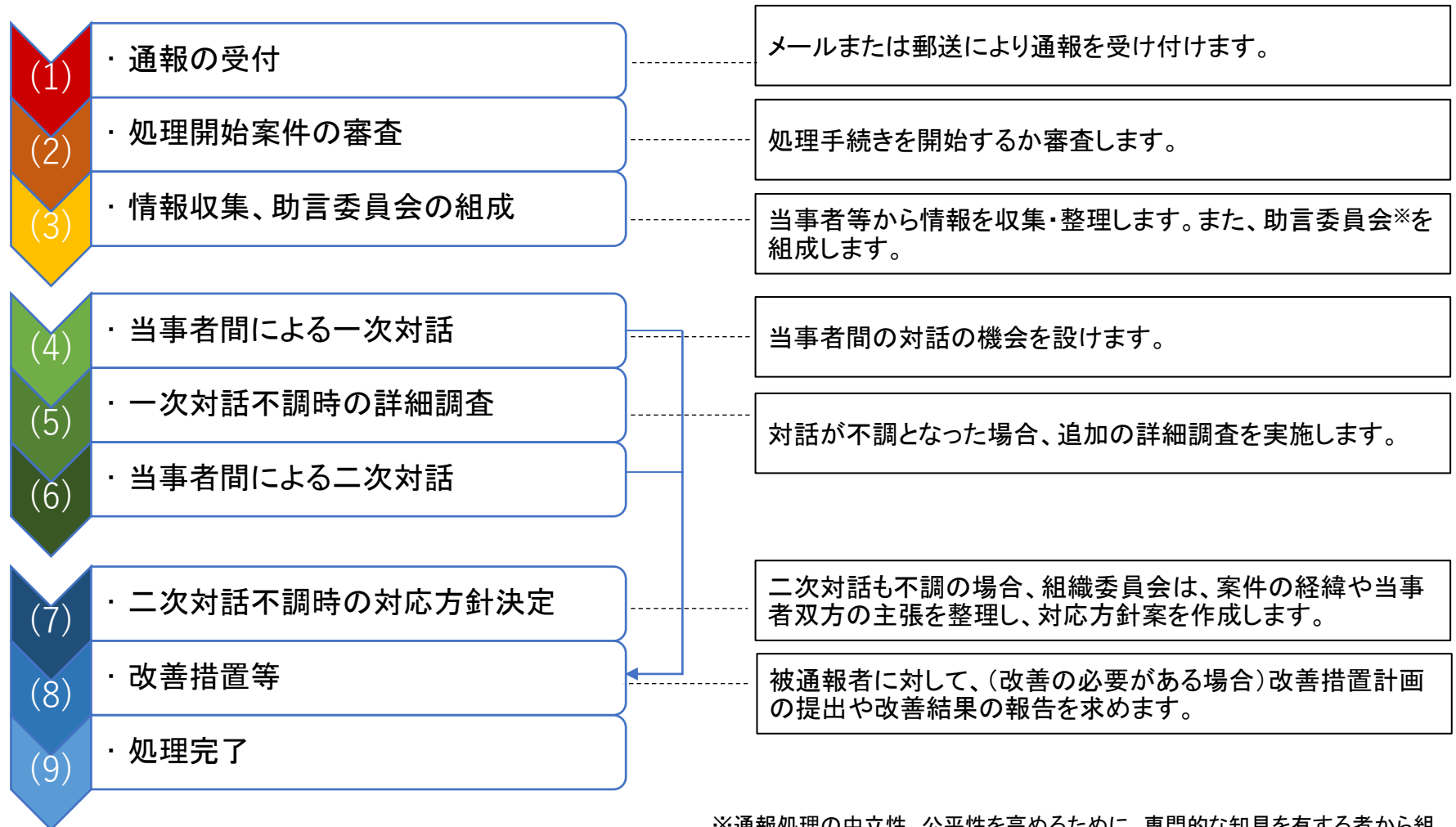
- 通報は、通報フォームに以下の必要事項を記載の上、提出してください。
 - (1) 通報者の氏名・住所・連絡先
 - (2) 被通報者に関する情報
 - (3) 負の影響の内容
 - (4) 調達コード不遵守の具体的事実及び該当する調達コードの条項
 - (5) 調達コード不遵守と負の影響の因果関係
 - (6) 通報者が期待する解決策
 - (7) 被通報者との対話の事実
 - (8) 他の紛争処理手続において係争中の案件、又は、本通報受付窓口業務における手続が行われている案件に該当するか否か
 - (9) 代理人の有無と代理人がいる場合には委任したことが分かる書類
- 通報フォームの項目ごとの留意事項については、本資料の別紙「通報フォーム記載留意事項」を参照してください。
- 通報フォームの様式は以下のウェブサイトからダウンロードできます。
<https://tokyo2020.org/ja/games/sustainability/sus-code>

通報に必要な情報について

- 通報フォームの記載は、原則として、日本語または英語でお願いします。日本語・英語以外の言語についてもできる限り対応しますが、対応が難しい場合もあり得ますので、あらかじめご了承ください。
- 対象案件に該当するかの判断を含め、その後の手続きが円滑に進むように、通報フォームの記載に当たっては、根拠となる客観的な情報をできるだけ詳しく記載いただくようお願いします。
- 通報が不完全でも、それだけを理由に却下されることはなく、情報の追加・補正をお願いした上で、必要な情報がそろえば、手続きを進められる場合があります。
- 本資料P3～5の「通報受付窓口で扱う対象について」もご覧になり、通報しようとしている内容がこの仕組みに該当するかご確認ください。

通報処理の流れについて

- 通報処理の標準的な流れを以下に示します。



※通報処理の中立性、公平性を高めるために、専門的な知見を有する者から組成され、当事者や組織委員会に対して助言等を行う組織

通報処理の流れについて

- 案件の内容によって、一部のプロセスが省略されたり、並行して行われたりします。
- 通報者が当事者（調達コードの不遵守によって負の影響を受ける個人等）でない場合は、当事者間の対話が可能かどうか判断するため、当事者またはその代理人を紹介いただけるか通報者へ確認させていただきます。
- 代理人については、その名称・連絡先、委任事項、本人（委任者）の氏名及び署名、連絡先について記載された書面をご用意いただきます。その後、当事者本人に連絡し、代理した事実について確認します。
- 第三者による通報で当事者が特定できない場合など、当事者間の対話が見込まれない場合は、前ページの「(3)情報収集」として調達コード不遵守に係る事実確認を行い、その結果を踏まえて、必要があれば(8)の改善措置を求める等した上で、処理を完了します。なお、この場合も助言委員会は組成され、組織委員会の求めに応じて助言等を行います。

その他ご理解いただきたいこと

- 通報の概要並びに処理手続きの状況及び結果の概要については、原則として、組織委員会のウェブサイトで公表されます。
<https://tokyo2020.org/ja/games/sustainability/status-of-the-reports>
- 新型コロナウイルス等の影響により、（特に海外での）事実関係調査等が実施できないようなことも考えられますので、ご了承ください。
- 組織委員会は大会終了後に解散される時限的な組織であるため、通報の受付時期や内容によっては、業務運用基準で予定するすべてのプロセスを行うことができず、窓口の対応を途中で終了せざるを得ない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。そうした場合においても、通報者等に対して、可能な限り、利用可能な他の苦情処理メカニズムに係る情報を提供する予定です。

【別紙】 通報フォーム記載留意事項

通報フォームの記載に当たっては、脚注1～7及び吹き出しの説明を参照してください。

別添 1

通報フォーム¹

XXXX 年 XX 月 XX 日

公益財団法人

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 行

(1) 通報者について ²		通報受付窓口における処理手続を進めるためには、通報は本名で行い、ご連絡先を明記していただく必要があります。ただし、通報者が希望すれば、被通報者に対して匿名とすることができます。
1) 氏名		
2) 住所		
3) 電話番号		
4) Eメールアドレス		
5) 被通報者への匿名を希望しますか? ³	はい・いいえ (いずれかに○をする)	
(2) 被通報者について ⁴		調達コードの不遵守（又はその疑いを生じ得る事実）を生じさせていると考えられる人や企業を記載してください。
1) 被通報者氏名又は名称		
2) 被通報者の住所・連絡先		通報しようとしていることがどの商品の製造（またはサービスの提供）等で起きているか分かるように、以下の情報を把握している範囲でできるだけ詳しく記載してください。 ・商品（ライセンス商品を含む）の種類や名称、製造又は販売業者の名称 ・商品の特徴（色、デザイン、素材等） ・製造や納入の時期、ロット番号、製造場所、製造数量、納入先（発注者）等の情報 ・サービスの場合は、その種類や名称、提供事業者の名称、提供の時期や場所、提供先（発注者）等の情報 (その商品やサービスが組織委員会の調達する物品・サービスまたはライセンス商品と関連していると考えた理由を併せて記載していただけるとありがたいです。)
3) 東京 2020 組織委員会が調達する物品・サービス及びライセンス商品を特定するに足る情報 ⁵		

¹ 必要事項について正確にご記載ください。正確に記載されていない場合は、通報者に対して詳細な確認を行わせて頂く等のため処理開始までに時間がかかるほか、処理の過程において必要な情報が入手できない等の理由から処理完了が適切になされない可能性があります。

² 通報は本名で行われ、連絡先が明記されていなければいけません。ただし、通報者に係る情報は、法の要請による場合を除き、外部には公開されません。また、処理の過程において匿名を希望する場合には、その旨記載することができます。

³ 「いいえ」に○がされた場合でも、通報者に係る情報は、法の要請による場合を除き、外部には公開されません。

⁴ 「被通報者」とは、当該通報において、調達コードの不遵守（又はその疑いを生じ得る事実）を生じさせていると考えられる者を指します。

⁵ 商品の種類、商品の名称、製造又は販売業者の名称、または、商品名のみで特定が困難な場合は商品が特定できる特徴等を記載してください。さらに、製造や納入の時期、ロット番号等、可能な限り詳細な情報を記載してください。

4) 通報者と被通報者との関係	(例：雇用主とその社員 等)
(3) 通報者に対して生じた現実の負の影響または将来発生する相当程度の蓋然性があると考えられる負の影響の具体的内容	
<p>通報者に現在発生している被害（負の影響）を具体的に記載してください。現在発生していなくても、将来高い確率で発生することがわかっている場合も構いません。 通報者が被害を受ける当事者でない場合は、だれ（何）にどのような被害が発生しているか又は将来高い確率で発生するといえるのかを具体的に記載してください（「工場からの違法な排水によって、隣接する河川で水質悪化が起きている」等）。 いずれの場合も、被害の発生を示す客観的な情報があれば、併せてご提供ください。</p>	
(4) 通報者が考える調達コード不遵守の具体的事実 ⁶ 及び当該不遵守の対象となる調達コードの条項	
<p>調達コードの不遵守がどのような状況で起きたのか（いつ、どこで、どのような作業・工程において、だれによって、どのような行為があったのか）が分かるように、できるだけ詳しく記載してください。また、その記載の根拠となる記録や資料などもできる限り提供いただくようお願いします。</p>	
(5) 調達コード不遵守と負の影響の因果関係	
<p>上記の(3)の内容と(4)の内容が関連していることの説明を記載してください。</p>	
(6) 通報者が期待する解決策	
<p>上記の(3)に記載いただいた被害（負の影響）を回復するために、被通報者に対してどのような改善等の対応を望んでいるのか記載してください。</p>	
(7) 被通報者との対話の事実 ⁷	

⁶ 当該不遵守が上記(2)の 3) の調達物品等の製造・流通等の過程において生じていることが特定できる情報を含みます。

⁷ 当事者間の自主的な紛争解決に向けた努力を促すため、通報者は、通報を行う前に、被通報者との対話に向けた努力を行うことが求められます。このため、被通報者との協議に向けた通報者の行為にかかる事実関係については、日時・相手方・対応の内容など詳細が記載される必要があります。ただし、通報者が被通報者との対話に向けた努力を行うことができないやむを得ない事情がある場合には、かかる事情を記載してください。

(8) 他の紛争処理手続において係争中の案件、もしくは、本通報受付窓口業務における手続が行われている案件、に該当するか。該当する場合はその具体的内容。	
<p style="text-align: center;">通報しようとしていることについて、裁判や企業内相談窓口など他の仕組みの手続きが進んでいる場合は、その状況を記載してください。</p> <p style="text-align: center;">今後の手続きを代理人を介して行うことが可能です。</p>	
(9) 代理人について	
1) 代理人の有無	有・無 (いずれかに○をする。有の場合のみ、2)～4)を記入)
2) 代理人が必要な理由	<p style="text-align: center;">代理人を立てる背景事情について簡潔に記載していただくことでかまいません。(通報者本人に法律の知識や対応する時間がない等)</p>
3) 代理人氏名・連絡先	(住所、電話番号、Eメールアドレス)
4) 授権の証憑	※通報者が代理人に対し授権していることの証憑を添付してください

代理人に委任したことがわかる書類（代理人の名称・連絡先、委任事項、本人（委任者）の氏名及び署名、連絡先について記載されているもの）をご用意ください。



資料 3

国際労働機関（ILO）との協力について

総務局 持続可能性部

2020年12月7日

ILOとの協力について

- ILO本部では、新型コロナウイルスにより企業や労働者が困難に直面する中、「ビジネスとCOVID-19」に関するページを設置し、安全で健康的な労働環境を守るための実践的ツール、コロナ危機からの回復とレジリエントなビジネス再構築のためのリソースなどを紹介しています。
- ILO駐日事務所のサイトでも、新型コロナウイルスに対応するためにILOがまとめた情報を日本語で提供しています。
- 組織委員会でも、こうしたILOの資料や情報をウェブサイトで紹介することで、普段ILOの情報にアクセスしない企業や人々に情報を届け、新型コロナウイルス対策を含むディーセント・ワークの推進を図っています。

国際労働機関
社会正義の拡大、ディーセント・ワークの推進
国際労働機関 (ILO) は、国際連合の専門機関です
検索 ilo.org

ILO駐日事務所 > ILOの活動分野 > 新型コロナウイルス (COVID-19) と仕事の世界 ...

ILOの活動分野
新型コロナウイルス (COVID-19) と仕事の世界

仕事の世界は世界的なウイルスの大流行の深刻な影響を受けています。公衆衛生に対する脅威に加え、経済や社会の混乱は数百万の人々の長期的な生計と安寧を脅かしています。ILOと加盟国政府は、この大流行の勃発に打ち勝ち、個人の安全並びに事業及び仕事の持続可能性を確保する上で決定的に重要な役割を演じることでしよう。

Stop the Pandemic, Ensure Safe...
1/102

صفائی کے حوالے سے اہم نکات
Stop! There should be at least four foot distance between two workers in the factory.

新型コロナウイルス (COVID-19) 危機の克服においては、強力な社会的保護制度が欠かせないほど重要になっています。それと共に大切なのは、個人と労働者の権利を守り、企業の活動継続を助ける政府の調整を促した行動

COVID-19 and the world of work

ILOとの協力について

- 組織委員会とILOは、企業が社会的責任ある労働慣行を実践する上での参考となるよう、スポンサー企業の取り組みを集めた事例集や、国際労働基準と持続可能性に配慮した調達に関するハンドブックを作成しました。
- これらについては、企業を対象にしたウェビナー等や、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンの分科会など、各種の機会を利用して紹介、普及を図っています。

<https://gtimg.tokyo2020.org/image/upload/production/gdq9ngsnkvpknd9p587v.pdf>

<https://gtimg.tokyo2020.org/image/upload/production/x8z0zs3czfvhdfhjzeyw.pdf>





資料 4 - 1

消費者向け発信の取組について

総務局 持続可能性部

2020年12月7日

消費者向け発信の取組について

- 製造や流通の過程（サプライチェーン）で環境や社会に配慮すること、また、そうして供給されるモノやサービスを利用することは、SDGsでも「目標12：つくる責任、つかう責任」として位置づけられています。
- 持続可能な形で生産されたことを確認するための有効なツールとして認証制度があり、組織委員会の調達基準でも採用しています。日本の消費者が、こうした認証制度も活用して、持続可能性を考慮した消費活動を実践することで、生産現場の改善を後押しすることができます。
- 一般の消費者にとって、持続可能な消費活動や認証制度はまだなじみのないものと思われますが、組織委員会では、持続可能性の取組についての発信機会を活用して、消費者の意識や取組の向上を促していきます。
- その一環として、東京大会の調達基準で採用している認証制度を紹介する資料を作成し、ウェブサイトに掲載しています。

サステナブル消費でSDGsに貢献！



資料4-2

- ◆ 製造や流通の過程（サプライチェーン）で環境や社会に配慮すること、また、そうして供給されるモノやサービスを利用することは、SDGsでも「**目標12：つくる責任、つかう責任**」として位置づけられています。
- ◆ 東京2020大会においても、「持続可能性に配慮した調達コード」の運用を通じて、サプライチェーンにおける環境や社会への配慮を推進しており、特に、木材や食材などについては個別の調達基準を作っています。
- ◆ 持続可能な形で生産されたことを確認するための有効なツールとして認証制度があり、組織委員会の調達基準でも採用しています※。日本の消費者が、こうした認証制度も活用して、**持続可能性を考慮した消費活動を実践することで、生産現場の改善を後押しすることができます。**
- ◆ 多種多様な認証制度があるため、すべてを紹介することはできませんが、ここでは、東京大会の調達で採用している認証制度を紹介しています。

※認証制度以外の方法で持続可能性を確認する方法も認めています。調達コードの詳細は組織委員会ウェブサイトをご参照ください。
(<https://tokyo2020.org/ja/games/sustainability/sus-code>)

認証スキーム		概要	東京2020大会での活用対象
FSC®		FSC (Forest Stewardship Council®) は、環境保全の点から見て適切で、社会的な利益に適い、経済も持続可能な、適切な森林管理を普及するための国際的な森林認証制度です。 (FSC®N003155)	木材／紙
PEFC		PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification) は、持続可能な森林管理のために策定された国際基準に則って、各国独自の森林認証制度を承認する国際的な仕組みです。	木材／紙
SGEC		SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council) は、日本の自然的社会的条件を踏まえた日本独自の森林認証制度です。PEFCと相互承認しており、SGECの認証材は国際的にPEFCの認証材として流通可能です。	木材／紙
ASIAGAP		ASIAGAPは、2018年にGFSI (Global Food Safety Initiative) からアジアで初めて承認を受けた日本発のGAP*認証制度です。食品安全、環境保全、労働安全、人権福祉、農場運営の要素を含んでいます。	農産物
JGAP		JGAPは、食品安全、環境保全、労働安全、人権福祉など持続可能な農場運営への取り組みを認証する、10年以上の歴史を持つ日本発のGAP認証制度です。農産物と畜産物の認証基準があり、畜産物には家畜衛生とアニマルウェルフェアの要素が含まれます。	農産物／畜産物
GLOBALG.A.P.		GLOBALG.A.P.は、農・畜・水産養殖分野についての品質保証システムであり、国際基準のGAP認証です。GGNラベルは、その製品が認証された責任ある農場で生産されたものであることを表しています。透明性を重視するラベルには13桁の数字が印字され、消費者は生産者情報など手にした製品の由来を知ることができます。	農産物／畜産物
SQF		SQF (Safe Quality Food) は、世界食品安全イニシアティブ (GFSI) がベンチマークし、コーデックスのHACCPとGAPに準拠した食品安全認証規格です。東京大会の調達基準に対応するためのサステナビリティ補遺を設けています。	農産物／畜産物 (牛、鶏、豚)
LPA		LPA (家畜生産保証制度) は、食の安全、周辺環境への配慮、動物福祉などを含むオーストラリアの農場保証プログラムです。	(豪州産の) 牛肉
NFAS		NFAS (全国肥育場認定制度) は、食の安全、周辺環境への配慮、動物福祉などを含むオーストラリアの肥育場のための品質保証プログラムです。	(豪州産の) 牛肉
バナナの適正農業規範 (TGAP)		TGAPは台湾のGAP認証スキームで、リスク要因を効果的に排除、環境への影響を低減し、農産物の安全性と品質を確保します。このスキームでは、認証された製品にTAP(追跡可能な農産物)マークが付けられます。バナナ用の「2020 PLUS版」は、東京2020大会の調達基準に対応しています。	(台湾産の) バナナ

認証スキーム		概要	東京2020大会での活用対象
SSAP		SSAP認証は、持続可能な大豆生産の国際認証でサステナビリティと保全に関する連邦政府の法規制に基づいています。生物多様性と炭素貯蔵量の多い生産、持続可能な生産活動、労働者の人権や健康福祉、生産活動及び環境保全の継続的な改善等に対応しています。認証マークは認証を受けた大豆を含むすべての製品に使用できます。	(米国産の) 大豆
国際フェアトレード認証		国際フェアトレード認証 (Fairtrade Certification) は、持続可能な社会を目指し、開発途上国の生産者への適正価格の保証や児童労働の禁止など、人権・社会・経済・環境に配慮した生産と取引を促進する認証基準です。	(海外産の) コーヒー、茶、カカオ、果物など
レインフォレストアライアンス		レインフォレストアライアンスは、社会的および市場の力を利用して自然を保護し、農家や森林コミュニティの生活を改善することで、より持続可能な世界を創造しています。レインフォレスト・アライアンス認証のコーヒー、紅茶、バナナ、他の製品を選択すると、農村地域社会と環境のより良い未来に貢献できると確信できます。	(海外産の) コーヒー、茶類、カカオ、果物、パーム油など
RTRS		RTRS (責任ある大豆に関する円卓会議協会) の責任ある大豆生産に関する規格は、RTRS大豆が最高の環境基準 (第三者に検証された森林破壊ゼロ及び転換ゼロの保証を含む) だけでなく、広範囲にわたる社会的要件と労働要件も満たしていることを保証します。	(海外産の) 大豆
MEL		MEL (Marine Eco-Label Japan) は、資源と生態系の保全に配慮した漁業・養殖業を認証する日本発の水産エコラベルです。多様性に恵まれた日本の風土文化 (魚種・漁法・水産業) を反映しています。	水産物
MSC		MSC (海洋管理協議会) は、将来の世代まで水産資源を残していくために、認証制度と水産エコラベルを通じて、持続可能で適切に管理された漁業の普及に努める国際的な非営利団体です。	水産物
AEL		AEL (Aquaculture Eco-Label) は、環境に大きな負担をかけず、労働環境へ配慮した養殖を認証する日本発の水産エコラベルです。	水産物
ASC		ASC (Aquaculture Stewardship Council) は、環境や地域社会や人々に配慮した、責任ある養殖により生産された水産物を対象とする国際的な認証制度です。	水産物
BAP		BAP (Best Aquaculture Practices) 認証は、責任ある養殖事業の発展のために活動する世界養殖連盟 (Global Aquaculture Alliance、通称GAA) が運営する第三者認証です。環境や社会的責任のほか、食品安全、動物福祉、トレーサビリティの観点を包括的にカバーします。	水産物 (養殖魚類・甲殻類)
ISPO		ISPO (持続可能なパーム油のインドネシア基準) は、インドネシアの持続可能なパーム油認証協議会 (ISPOCC) により運営されている国の認証制度であり、持続可能なパーム油ビジネスの国際標準を開発・実行するため、合法性、GAP、環境、労働、社会経済及び透明性を満たすパーム農園、生産者及び加工企業を認証しています。	パーム油

認証スキーム		概要	東京2020大会での活用対象
MSPO		MSPO（持続可能なパーム油のマレーシア基準）は、マレーシアのパーム油認証協議会（MPOCC）によって管理されている国の認証スキームであり、合法性や環境・社会等に関する基準を満たすパーム農園及び加工施設を認証します。	パーム油
RSPO		持続可能なパーム油に関する円卓会議（RSPO）は、非営利の国際会員組織であり、パーム油産業のさまざまなセクターの利害関係者（生産者、加工業者およびトレーダー、消費者製品製造業者、小売業者、銀行/投資家、環境/社会NGO等）が一体となって、持続可能なパーム油生産を実現するためのグローバルな基準を開発し実行しています。	パーム油

※GAP (Good Agricultural Practice) : 農業における食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取り組み

※東京2020大会の「持続可能性に配慮した調達コード」における各認証制度の位置づけについては、以下をご参照ください。

<https://tokyo2020.org/ja/games/sustainability/sus-code>

※上記の全ての認証制度の認証品が東京2020大会で実際に調達されることを保証するものではありません。